



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 7 年度予算案・税制改正について（報告）

厚生労働省医政局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

○今後も人口減少、高齢化が続く中、将来の医療需要を見据えつつ、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等や自然災害など緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるような質の高い効率的な医療提供体制を整備・強化する。医師偏在対策及び医師・医療従事者の働き方改革など各種施策を一体的に推進する。

○我が国の医薬品産業、医療機器産業の競争力強化に向けた取り組みを推進していくことは不可欠であり、魅力のある環境づくりを通じて創薬力の強化及び国際競争力の強化を図る。後発医薬品においては、生産性の向上、人材の育成等がバナンスの強化、業界再編や企業間の連携・協力の推進を行う。

○医療DXを通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進する。

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

地域医療構想の実現に向けた取組の推進

620.0 億円 (738.7 億円)

・地域医療介護総合確保基金 613 億円 (733 億円) + 令和6年度補正予算 585 億円

補正予算

・医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援 428.2 億円
 ・出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援 55.1 億円
 ・重点医師偏在対策支援区域(仮称)における診療所の承継・開業支援事業 101.6 億円

・地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援 2.0 億円 (1.7 億円)
 ・入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業 3.9 億円 (3.9 億円)
 ・地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業 1.0 億円 (0.0 億円) 等

補正予算

・医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援 827.9 億円

一体的に推進

総合的な医療提供体制改革を実施

医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策等の推進

123.9 億円 (122.0 億円)

・医師偏在対策の推進(注1)
 ・専門医認定支援事業 1.5 億円 (1.5 億円) 等

補正予算

・重点医師偏在対策支援区域(仮称)における診療所の承継・開業支援事業 101.6 億円 (再掲)
 ・総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 1.1 億円 等

医師・医療従事者の働き方改革の推進

113.8 億円 (113.1 億円)

・勤務医の労働時間短縮の推進(注1)
 95.3 億円 (95.3 億円) 等

補正予算

・看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業 2.8 億円
 ・ICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業 26.0 億円 等

医療計画等に基づく医療体制・歯科保健医療の推進

及びかかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進 575.0 億円 (561.8 億円)

かかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進、災害/小児・周産期医療体制の推進、へき地保健医療対策の推進、ドクターヘリ等の救急医療体制の推進、在宅医療の推進、歯科口腔保健・歯科医療提供体制の推進、特定行為に係る看護師の研修制度の推進、医療安全の推進 等

補正予算

・医療施設等の耐災害性強化 38.5 億円 等

次なる感染症危機に備えた体制強化及び医療の国際展開の推進

111.3 億円 (49.7 億円)

・個人防護具の備蓄等事業 ・医療の国際展開の推進 ・外国人患者の受入環境の整備 等

補正予算

・アジア諸国等における外国医療人材育成促進事業 2.9 億円 ・新興感染症対応力強化事業 85.2 億円

(注1) 地域医療介護総合確保基金の内数。

※金額は令和7年度予算案、()内は令和6年度当初予算額、[]内は令和6年度補正予算額

2. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進

44.4 億円 (37.5 億円)

・創薬基盤強化支援事業(医療系ベンチャー育成支援事業) 9.3 億円 (4.4 億円)

・クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進 30.7 億円 (31.7 億円) 等

補正
予算

・優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業 7.7 億円
 ・創薬エコシステム発展支援事業 30.0 億円 ・創薬クラスターキャンパス整備事業 70.0 億円 等

国際競争力のある試験環境の整備

30.3 億円 (31.1 億円)

・医療技術実用化総合促進事業 26.6 億円 (28.2 億円) 等

補正
予算

・新規モダリティ対応ヒト初回投与試験(FIH)体制整備等事業 7.9 億円
 ・国際共同試験ワンストップ相談窓口事業 2.7 億円 等

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消

0.3 億円 (0.0 億円)

・小児医薬品開発支援体制強化事業 0.3 億円

補正
予算

・未承認薬等迅速解消促進調査事業 0.6 億円 等

研究開発によるイノベーションの推進

18.7 億円 (22.1 億円)

・臨床研究法推進事業 0.1 億円 (0 億円)

・がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業 13.0 億円 (15.6 億円) 等

医薬品等の安定供給の推進

3.6 億円 (0.6 億円)

・医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業 2.2 億円 (0 億円) 等

補正
予算

・後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革 70.0 億円
 ・バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業 65.0 億円
 ・足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援 20 億円
 ・医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援 6.6 億円 等

3. 医療DXの推進

医療DXの推進

25.7 億円 (13.9 億円)

・保健医療情報利活用推進関連事業 5.3 億円 (5.3 億円)

・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 11.0 億円 (0 億円) 等

補正
予算

・保健医療情報拡充システム開発事業 5.5 億円 ・全国医療情報プラットフォーム開発事業 60.2 億円
 ・標準型電子カルテα版整備事業 8.7 億円 等

4. 各種施策

・国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備 309.6 億円 (303.9 億円)

・東日本大震災からの第2期復興・創生期間における地域医療の再生支援(注2)

34.9 億円 (21.3 億円) 等

(注2) 東日本大震災復興特別会計に計上。

※デジタル庁計上分含む。 ※項目間で一部経費の重複あり。

令和7年度 予算案の概要

(厚生労働省医政局)

令和7年度 予算案 (A)	1, 794億23百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計〕	34億94百万円〕
令和6年度 補正予算 (B)	2, 381億05百万円
(A) + (B) =	4, 175億28百万円
令和6年度 予算額 (C)	1, 803億35百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計〕	21億28百万円〕
(A) - (C)	▲9億12百万円
	(対前年度比：99.5%)
(A) + (B) - (C)	2, 371億93百万円
	(対前年度比：231.5%)

(注) 計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

(注) デジタル庁計上予算として令和7年度予算案に14億29百万円が、令和6年度当初予算に16億24百万円が、令和6年度補正予算額に67億86百万円がそれぞれ含まれている。

令和7年度予算案における主な施策

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

- ・地域医療構想の実現に向けた取組の推進 620.0億円
- ・医療計画等に基づく医療体制の推進及びかかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進 575.0億円
- ・医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策等の推進 123.9億円
- ・医師・医療従事者の働き方改革の推進 113.8億円
- ・感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組 111.3億円

2. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

- ・有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進 44.4億円
- ・国際競争力のある治験環境の整備 30.3億円
- ・ドラッグラグ・ドラッグロスの解消 0.3億円
- ・研究開発によるイノベーションの推進 18.7億円
- ・医薬品等の安定供給の推進 3.6億円

3. 医療DXの推進

25.7億円

令和6年度補正予算における主な施策

- 医療分野の更なる賃上げの支援、物価高騰等への対応及び医師偏在是正に向けた対策の推進 1, 420億円
 - ・ 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援 428億円
 - ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援 55億円
 - ・ 医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援 828億円
 - ・ 重点支援地方交付金〔内閣府計上予算〕
 - ※厚生労働省から各都道府県に対して、医療機関に対する物価高騰への支援として活用いただくよう事務連絡を発出。
 - ・ 重点医師偏在対策支援区域（仮称）における診療所の承継・開業支援事業 102億円
等
- 創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保 340億円
 - ・ 創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援 100億円
 - ・ ファースト・イン・ヒューマン（F I H）試験実施体制の整備 7.9億円
 - ・ 国際共同治験のためのワンストップ窓口の設置 2.7億円
 - ・ 後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革 70億円
 - ・ バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業 65億円
 - ・ 足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援 20億円
 - ・ 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援 6.6億円
 - ・ 抗菌薬の安定供給に向けた体制整備 3.6億円
 - ・ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化 7.7億円
等
- 医療DX等の推進 122億円
 - ・ 全国医療情報プラットフォームの開発 60億円
 - ・ 電子カルテ情報等分析関連サービス構築 6.2億円
 - ・ 医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 12億円
等
- 国際保健、次なる感染症に備えた対応及び国民の安全・安心の確保 337億円
 - ・ アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等 4.0億円
 - ・ 次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化等 246億円
 - ・ 医療施設等の耐災害性強化 39億円
 - ・ 医療施設等の災害復旧費 33億円
等

目次

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化	1 -
(1) 地域医療構想の実現に向けた取組の推進	1 -
人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ...	4 -
医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育	5 -
(2) 医療計画等に基づく医療体制の推進及びかかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進	6 -
(3) 医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策等の推進	16 -
(4) 医師・医療従事者の働き方改革の推進	19 -
a. 働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備	19 -
b. 医師の健康確保措置の仕組み等、医師の働き方改革の実現	20 -
c. 組織マネジメント改革の推進等	21 -
(5) 感染症対策の体制強化及び国際保健への戦略的取組	22 -
a. 次なる感染症危機に備えた体制強化	22 -
b. 医療の国際展開の推進	23 -
2. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保	25 -
(1) 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進	25 -
(2) 国際競争力のある治験環境の整備	29 -
(3) ドラッグラグ・ドラッグロスの解消	31 -
(4) 研究開発によるイノベーションの推進	32 -
(5) 医薬品等の安定供給の推進	34 -
3. 医療 DX の推進	36 -
4. 各種施策	40 -

主要施策

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

今後も人口減少・高齢化が続く中、各地域において、将来の医療需要を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような新興感染症等や、地震災害・風水害等の自然災害など、緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるような質の高い効率的な医療提供体制を整備・構築する必要がある。

第204回国会（令和3年常会）で成立した医療法等改正法の円滑な施行を進め、「医療計画」、「地域医療構想」、「医師の働き方改革」、「医師偏在対策」「外来機能の明確化・連携」など各種施策を一体的に推進するとともに、第211回国会（令和5年常会）で成立した改正医療法を踏まえ、かかりつけ医機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた施策を推進する。

（1） 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

＋**補**医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援

＋**補**重点医師偏在対策支援区域(仮称)における診療所の承継・開業支援事業 等

62,002百万円（対前年▲11,867百万円）

令和6年度補正予算額 142,294百万円

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、質が高く効率的な医療提供体制を構築していくため、各都道府県が策定した地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携の推進、在宅医療等の充実等、各種事業を着実に進めていくために必要な施策を講じる。

各地域において、医療機能の分化・連携の議論・取組を着実に進めるとともに、取組が進められている医療機関に対しては、「重点支援区域」や「病床機能再編支援」等により、重点的に支援を行う。また、国によるモデル推進区域におけるアウトリーチの伴走支援を行う。

さらに、新たな地域医療構想について、2026年度に各都道府県が策定することに伴い、医療提供体制の課題等を把握するための必要なデータ提供を行う。

あわせて、医師偏在対策、医師派遣機能の強化など各地域の医療機能確保に必要な医師の適正配置に向けた取組が一層進むよう必要な措置を講じる。

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行う。

※令和6年度補正予算において、「医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援」を計上。

＜地域医療介護総合確保基金の対象事業＞

事業区分Ⅰ-1

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備整備に関する事業

公費20, 000百万円(国13, 333百万円、地方6, 667百万円)

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う。

事業区分Ⅰ-2

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

公費2, 165百万円(国2, 165百万円)

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

事業区分Ⅱ

居宅等における医療の提供に関する事業

公費54, 400百万円(国36, 267百万円、地方18, 133百万円)の内数

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

事業区分Ⅳ

医療従事者の確保に関する事業

公費54, 400百万円(国36, 267百万円、地方18, 133百万円)の内数

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

事業区分Ⅵ

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

公費14, 300百万円(国9, 533百万円、地方4, 767百万円)

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関等を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う。(勤務医の労働時間短縮の推進)

2

地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

201百万円（168百万円）

地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携の取組を推進するために、重点支援区域や、再編を企画・検討する区域（再編検討区域）に対して、国による助言や集中的な支援を行う。また、モデル推進区域におけるアウトリーチの伴走支援を行う。

3

入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業

393百万円（393百万円）

病床機能の分化・連携に向けた病床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施するほか、都道府県向けの新たな地域医療構想策定支援ツールの開発及び第8次医療計画の中間見直しに伴う医療計画策定支援ツールの更新を行う。

4

地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業

100百万円（0百万円）

各都道府県の実情に応じた地域医療提供体制の検討にあたり、各地域の実情に応じたデータ分析に基づいて企画、立案できる体制を構築するため、都道府県が自らデータを分析できるよう必要な支援を行う。

令和6年度補正予算

○地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業

240百万円

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ

令和6年度補正予算額 131,120百万円

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。

加えて、賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

○医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援

42,821百万円

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

また、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている場合への対応を図る。

○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援

5,506百万円

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する。

○医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援

82,794百万円

賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育 令和6年度補正予算額 10,934百万円

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、医師少数地域の医療機関に対する支援や中堅・シニア世代等の医師を対象とした広域マッチング支援による医師偏在是正等に取り組む。

○総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 107百万円

臓器別の専門的な診療に従事してきた中堅以降の医師等を主な対象として、その後のキャリアにおいて総合的な診療能力を持つ医師として活躍するために必要なリカレント教育等の実施に必要な支援を行う。

○臨床研修費等補助金 112百万円

令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を支援するとともに、臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費を支援する。

○重点医師偏在対策支援区域(仮称)における診療所の承継・開業支援事業

10,161百万円

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、医師少数地域の医療機関に対する支援による医師偏在是正に取り組む。

○医師偏在是正に向けた広域マッチング事業 161百万円

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

○医師等働き方調査事業／長時間労働の傾向にある診療科を中心とした人材確保のための勤務環境改善調査等事業 194百万円

各医療機関における時間外・休日労働の状況や勤務環境改善に向けた取組状況等について、個別のテーマ毎に必要な調査を行い、実態把握や課題抽出等を行う。特に長時間労働が指摘されている外科系診療科を中心に、労働時間短縮にかかる総合的な取組を行う医療機関を選定し、伴走型の具体的な支援を行いながら勤務環境の改善を推進するとともに、支援を通じて課題の抽出及び効果的手法等の知見について調査分析を行い、好事例として横展開する。

○大学における恒久定員内地域枠設置促進事業 200百万円

都道府県の地域医療支援センターにおけるキャリア形成プログラム等の取組と連携しながら、地域枠学生を受入れ育成する大学において、恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進させるための補助を行う。

(2) 医療計画等に基づく医療体制の推進及びかかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進

57,503百万円(対前年1,320百万円)
令和6年度補正予算額 18,488百万円

各地にお住まいの方々が、必要なときに適切な医療サービスが受けられるよう、地域の医療機関等や多職種が機能や専門性に応じて連携して、地域の医療需要に対応することがより一層重要であり、各地域における医療提供体制の整備のための取組を更に進めるとともに、地域における高齢者を支えるための在宅医療や体調急変時における夜間・休日対応を行う機能など、医療機関がかかりつけ医機能の内容を強化し、地域において必要なかかりつけ医機能の確保が進むよう必要な措置を講じていく必要がある。

1 かかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進

85百万円(283百万円)

令和7年度より新たに施行されるかかりつけ医機能報告制度について、医療機関が本報告をG-MIS上で行えるようシステム構築等を行うとともに、各自治体において、本制度が円滑に運用・推進されるための必要な支援を行う。

また、かかりつけ医機能を担う医師の養成に必要な研修体制の整備等にかかる経費の補助を行う。

さらに、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域における協議の場において検討された、必要な機能を確保するための具体的方策を企画・実施する際の必要な経費等の支援を行う。

【かかりつけ医機能関係の予算の内訳】

- | | |
|----------------------------|--------|
| ・かかりつけ医機能普及促進等事業 | 75 百万円 |
| ・かかりつけ医機能研修事業（医療施設運営費等補助金） | 10 百万円 |
| ・地域医療介護総合確保基金※ | |

※かかりつけ医機能を確保するために行う事業は、4ページの区分Ⅱ「居宅等における医療の提供に関する事業」において支援することを想定。

令和6年度補正予算

- 医療機能情報提供制度に係る全国統一システムの運用・保守・改修等経費及びかかりつけ医機能報告制度に係るシステム(G-MIS)の構築等 ㊦ 1,931百万円

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な経費の支援を拡充するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドクターヘリの症例データの収集等を行う。

【ドクターヘリ関係の予算の内訳】

・ドクターヘリ事業従事者研修事業	7百万円
・ドクターヘリ症例データベース収集事業	4百万円
・ドクターヘリ導入促進事業※	9,877百万円
※ドクターヘリ導入促進事業は医療提供体制推進事業費補助金	26,655百万円の内数

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター等への支援を行う。

【救急医療関係の主な予算の内訳】

・救急医療体制強化事業	359百万円
・小児救命救急センター事業（地域小児救命救急センター整備）	189百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金26,655百万円を活用

○主な事業メニュー

救命救急センター運営事業、小児救命救急センター運営事業 等

【令和6年度補正予算 287百万円】

○遠隔ICU体制整備促進事業(医療施設等設備整備費補助金) 270百万円

本事業は、「遠隔ICU支援を行う側」に勤務する集中治療を専門とする経験豊富な医師が、「遠隔ICU支援を受ける側」に入院する複数の患者を集中的にモニタリングし、若手医師等に対し適切な助言等を行う体制を整備するために必要な設備整備費を支援する事業であり、令和元年度から実施している。

○救急救命士国家資格等情報連携・活用システム事業 10百万円

○病院救急車機能向上推進事業 7百万円

上記には、デジタル庁計上予算340百万円を含む。

今後、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生等に備えて、災害拠点病院等や災害等のリスクの高い地域に所在する医療機関等の体制強化や施設整備に対する支援等を行う。

また、新興感染症への対応や大規模災害発生直後の被災地における DMAT の迅速な活動調整等の役割を担う DMAT 事務局の運営等を委託する。なお、令和7年度より、国立病院機構に代わり、同年4月に設立される国立健康危機管理研究機構(JIHS)が委託先として運営等を担う予定である(兵庫県災害医療センターは委託先として継続予定)。

【災害医療関係の主な予算の内訳】

・DMAT 体制整備事業	1, 040 百万円
・DPAT 体制整備事業	64 百万円
・災害・感染症に係る看護職員確保事業	56 百万円
・新EMISにおけるシステム利用 ㊦	340 百万円

医療提供体制推進事業費補助金 26, 655 百万円を活用

○主な事業メニュー

基幹災害拠点病院設備整備事業、地域災害拠点病院設備整備事業 等

【令和6年度補正予算 8, 735百万円】

○能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等 3, 852百万円

医療施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

・有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	369百万円
・医療施設ブロック塀改修等整備事業	19百万円
・医療施設非常用自家発電装置施設整備事業	425百万円
・医療施設給水設備強化等促進事業	163百万円
・医療施設浸水対策事業	262百万円
・災害拠点精神科病院施設・設備整備事業	1, 119百万円
・医療施設等耐震整備事業	1, 496百万円

○医療施設等災害復旧費補助金 3, 303百万円

令和6年能登半島地震等により被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療施設等、一定の要件に該当する医療施設等の建物工事費等の復旧に要する経費について補助する。

○災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業 54百万円

災害・感染症医療業務従事者派遣整備に対してかかる費用を補助

○船舶を活用した災害医療活動体制整備事業**100百万円**

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年6月成立、令和6年6月施行）に基づき、船舶において医療チームが救護活動を展開するために必要な専用資機材の調達・整備を委託する。

○医療コンテナ活用促進事業**276百万円**

災害時等の医療を確保するために、都道府県及び災害拠点病院が平時から医療コンテナを整備するための費用（購入・運搬・設置料等）を支援する。

○新EMISとG-MIS連携に係る改修・運用事業 ㊦**49百万円**

G-MIS と新EMIS とのデータ連携、IDaaS 環境等の構築を支援する。

○病院歯科整備事業**51百万円**

被災者への歯科診療を確保するため、歯科医療を提供できる体制を速やかに構築できるよう、必要な病院歯科の整備を支援する。

○災害時歯科保健医療提供体制整備事業**1,049百万円**

災害時に避難所等において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット（携帯型歯科用ユニット）等の診療に必要な器具・器材の整備を支援する。

地域で安心して産み育てることのできる医療提供体制の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）等への支援を行う。

【小児・周産期医療関係の主な予算の内訳】

・地域の分娩取扱施設設備整備事業	80 百万円
・地域の分娩取扱施設設備整備事業	51 百万円
・小児救命救急センター事業（地域小児救命救急センター整備）	189 百万円
・周産期医療施設整備事業（産科区域施設整備）	19 百万円
・産科医療機関確保支援事業	281 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 26,655 百万円を活用

○主な事業メニュー

周産期母子医療センター運営事業、NICU 等長期入院児支援事業 等

【令和6年度補正予算 5,506百万円】

○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援（再掲）

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する。また、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う。

・産科・小児科医療確保事業	4,850 百万円
・産科医療機関確保支援事業	413 百万円
・地域連携型周産期支援事業	243 百万円

無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所、巡回診療等を行うへき地医療拠点病院等への支援を行う。

【へき地医療関係の主な予算の内訳】

- ・へき地保健医療対策費 2, 281 百万円
- ・へき地巡回診療車（船）整備事業（歯科分） 10 百万円

【令和6年度補正予算 29百万円】

○へき地医療拠点病院運営事業

9百万円

へき地診療所への代診医等の派遣、へき地への巡回診療、オンライン診療等を行うへき地医療拠点病院の運営費を支援する。

○へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)

20百万円

既存のへき地医療拠点病院運営事業の枠組みを拡充・活用し、へき地医療拠点病院がモデル的に巡回診療や代診医派遣等を行い、課題や好事例などを収集することで、医療計画の方向性の検証や見直し等に活用するとともに、地域の実情に応じた医療提供体制の検討に資するものとする。

人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の相談に適切に対応できる体制を強化するため、医療・ケアチーム（医師、看護師等）の育成研修を全国で実施するとともに、地域における在宅医療・救急医療等の関係者間の連携強化を支援するためのセミナーの実施等を行う。

【在宅医療関係の主な予算の内訳】

- ・人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業 55 百万円
- ・在宅医療・救急医療連携セミナー 13 百万円

【令和6年度補正予算 48百万円】

○地域の在宅医療の体制整備に向けた連携支援事業

35百万円

既存の事業、研究等から得た知見及び優良事例を参考に、多職種が連携して在宅医療を推進するためのガイドブックを作成するとともに、当該ガイドブックを活用し、在宅医療の更なる体制整備が必要な都道府県に対して伴走支援等を実施する。また、在宅医療に係る専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成を推進することができる講師を養成するための研修を実施する。

○在宅医療の効率化のためのデジタル化及び ICT 導入促進に向けた実態調査事業

13百万円

事業の実施主体において、在宅医療に係る有識者からなる検討会を組織し、調査手法等に関する意見を聴取した上で、各在宅医療提供施設等に対しデジタル化や ICT 導入の状況（オンライン診療や多職種情報連携 ICT サービスを想定）に係るアンケート及び実地ヒアリング調査を実施する。また、調査結果をもとに、上記検討会の意見も聴取しながら、在宅医療の効率化のための効果的、効率的な施策を分析し、厚生労働省や地方自治体等に報告する。

8

医療安全の推進

1, 099百万円(1, 096百万円)

医療安全を確保するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止に向けた普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等の取組を行う。

【医療安全関係の主な予算の内訳】

・医療安全支援センター総合支援事業	18 百万円
・医療事故情報収集等事業	93 百万円
・産科医療補償制度運営費	106 百万円
・医療事故調査支援センター運営費	754 百万円
・医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業	52 百万円
・閣僚級世界患者安全サミット出張経費	3 百万円
・歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業	35 百万円

【令和6年度補正予算 110百万円】

○歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

20百万円

歯科医療機関の報告に加え、医療関係団体等により提供される医療安全に資する情報を収集し、これらを総合的に分析・検討した上で、その結果を広く提供する。

○生成 AI を用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業

7百万円

○生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業

83百万円

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組を推進するため、就労世代を含めた全世代を対象にした歯科健診や受診勧奨の手法の検証等を行うモデル事業を実施するとともに、歯周病等の簡易なスクリーニング方法の開発支援等を行う。

また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の全部改正（令和5年厚生労働省告示第289号）を踏まえ、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、自治体における歯科健診や歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援する。

さらに、各地域の実情を踏まえて、歯科保健医療提供体制を構築するための取組を支援するとともに、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士の離職防止・復職支援等の取組や歯科専門職の業務の普及啓発により業務の理解を深め良質な人材を確保する。

【歯科口腔保健・歯科保健医療関係の主な予算の内訳】

・8020 運動・口腔保健推進事業	1,326 百万円
・全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業	428 百万円
・歯周病等スクリーニングツール開発支援事業	121 百万円
・歯科医療提供体制構築推進・支援事業	321 百万円
・歯科衛生士の人材確保実証事業	62 百万円
・歯科技工士の人材確保対策事業	41 百万円
・共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）	33 百万円
・OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業	135 百万円

【令和6年度補正予算 1,457百万円】

○歯科専門職の業務の普及啓発事業	151百万円
歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）のそれぞれにおいて、普及啓発の対象層を設定し、その対象層に効果的な手法で普及啓発を行う。	
○共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）	27百万円
○OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業	15百万円
○歯科衛生士の人材確保に関する検討	6百万円
○歯科技工士の人材確保に関する検討	6百万円
○ICT を活用した歯科診療等推進事業	10百万円
○全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業	139百万円

○歯科技工所業務形態改善等調査検証事業	3百万円
○病院歯科整備事業（再掲）	51百万円
○災害時歯科保健医療提供体制整備事業（再掲）	1, 049百万円

10	特定行為に係る看護師の研修制度の推進	762百万円(767百万円)
----	--------------------	----------------

「特定行為に係る看護師の研修制度」（平成27年10月1日施行）の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、引き続き、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者等育成のための支援等を行う。

また、研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する医療機関等を支援し、医療の質の向上を推進する体制の構築を目指す。

【特定行為に係る看護師の研修関係の主な予算の内訳】

・ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業	92 百万円
・ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	409 百万円
・ 特定行為研修の組織定着化支援事業	177 百万円
・ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業	66 百万円

【令和6年度補正予算 166百万円】	
○特定行為研修の組織定着化支援事業	98百万円
○地域における特定行為実施体制推進事業	39百万円
訪問看護ステーション等の看護師の特定行為研修の受講を推進するため、特定行為研修制度の周知を行うことに加え、特定行為研修の受講体制を整備する。	
○地域標準手順書普及等事業	17百万円
地域の診療所等の医師が手順書を活用できるよう、標準的な手順書例を地域の実情に応じて調整し、その周知・広報等を行う。	
○医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業	12百万円
医師から看護師へのタスク・シフト／シェアを促進するため、外科、在宅・慢性期領域の医師向けの特定行為研修修了者の活用ガイドの作成等を行う。	

看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。また、今後増大する看護ニーズに対応していくため、看護職員のタスク・シフト/シエアに資するよう、看護補助者として就業を希望する者に対する研修等を実施する。

【看護職員の確保対策関係の予算の内訳】

・中央ナースセンター事業

259 百万円

【令和6年度補正予算 107百万円】

○中堅期看護職員等の就業継続支援事業

28百万円

新人教育に携わる看護職員が気兼ねなくコミュニケーションをとれる場や、研修（後輩育成・指導研修、ハラスメント研修等）を受けられる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。

○地域強化型看護基礎教育カリキュラム調査検証事業

48百万円

次回カリキュラム改正の検討に必要な情報収集と、新カリキュラムの効果検証のための調査を行い、地域で療養する者のケアに必要なカリキュラムを強化し、地域医療を支える人材育成に資するものとするための検証・分析及び各養成所へのフィードバックを行う。

○中央ナースセンター事業(人材活用システムの周知・広報及びナースセンターの機能強化等経費部分)

31百万円

都道府県ナースセンターに対する「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の周知・広報活動に関する研修等の実施、へき地等における潜在看護職等の活用及び看護職の就業支援の更なる充実を図るための都道府県ナースセンター等への ICT 機器の整備を行う。

12	医療経営人材養成研修事業	24百万円（0百万円）
----	--------------	-------------

地域における医療提供の持続可能性を高めるために、医療制度への理解や病院の経営力を高めることは重要。このため、地域の基幹的な病院の経営幹部を対象に、経営能力を総合的に高めることを目的とした研修を実施する。

（３） 医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策等の推進

12,389百万円（対前年147百万円）
令和6年度補正予算額 11,133百万円

平成30年に成立した医療法・医師法改正法により、都道府県における実効的な医師確保対策を進めるため、令和元年度に各都道府県が「医師確保計画」を策定し、令和2年度より同計画に基づく医師偏在対策が実施されている。令和6年度から新たな医師確保計画が開始されており、当該計画に基づく都道府県の取組への支援を進めていく。

また、医師偏在対策について、さらなる偏在是正を図るべく、対策を講じていく。

1	総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業	455百万円（303百万円）
---	----------------------	----------------

地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点を整備し、一貫した指導体制のもと、医学教育から卒後の専門研修以降のキャリア支援まで継続的に行うことにより、地域枠の活用を含め、医師の地域偏在、診療科偏在の是正を一層推進させる。

2	専門医認定支援事業	154百万円（154百万円）
---	-----------	----------------

医師の地域偏在、診療科偏在の是正に向けたより一層の取り組みを推進・充実させるため、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う一般社団法人日本専門医機構への支援等を図る。

3	OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業（一部再掲）	428百万円（428百万円）
---	--	----------------

OSCE の公的化に対応できる模擬患者・評価者等を養成し、充実した OSCE を実施するために、効率的で質の高い評価体系並びに実施体制の確立を図る。

4

共用試験公的化に係る体制整備事業(一部再掲)

83百万円 (83百万円)

試験問題の質向上・難易度の均衡といった試験問題の管理、全国共通の合否基準での試験実施、共用試験の実施全体の管理及び円滑かつ確実な実施に必要な支援を行う。

5

臨床研修費等補助金

11,080百万円 (11,080百万円)

臨床研修病院の指導医の雇上など臨床研修の実施に必要な経費に対する補助を行うことにより、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援する。

6

地域医療介護総合確保基金(再掲・4ページ)

61,299百万円の内数

医師の偏在対策を推進するため、地域の実情に応じた取組に対し、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を実施する。

【令和6年度補正予算 11,133百万円】

○総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業(再掲) 107百万円

臓器別の専門的な診療に従事してきた中堅以降の医師等を主な対象として、その後のキャリアにおいて総合的な診療能力を持つ医師として活躍するために必要なリカレント教育等の実施に必要な支援を行う。

○OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業 89百万円

○共用試験公的化に係る体制整備事業 68百万円

○臨床研修費等補助金(再掲) 112百万円

令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を支援するとともに、臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費を支援する。

○重点医師偏在対策支援区域(仮称)における診療所の承継・開業支援事業(再掲) 10,161百万円

人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域(仮称)」において、診療所医師が高齢化する中で、医師を確保するため、支援区域内で診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の定着支援を行う。

○医師偏在是正に向けた広域マッチング事業(再掲)**161百万円**

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

○医師等働き方調査事業／長時間労働の傾向にある診療科を中心とした人材確保のための勤務環境改善調査等事業(再掲)**194百万円**

各医療機関における時間外・休日労働の状況や勤務環境改善に向けた取組状況等について、個別のテーマ毎に必要な調査を行い、実態把握や課題抽出等を行う。特に長時間労働が指摘されている外科系診療科を中心に、労働時間短縮にかかる総合的な取組を行う医療機関を選定し、伴走型の具体的な支援を行いながら勤務環境の改善を推進するとともに、支援を通じて課題の抽出及び効果的手法等の知見について調査分析を行い、好事例として横展開する。

○大学における恒久定員内地域枠設置促進事業(再掲)**200百万円**

都道府県の地域医療支援センターにおけるキャリア形成プログラム等の取組と連携しながら、地域枠学生を受入れ育成する大学において、恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進させるための補助を行う。

(4) 医師・医療従事者の働き方改革の推進

11,383百万円(対前年68百万円)
令和6年度補正予算額 3,326百万円

2024年4月の医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始後も、地域医療への影響や各医療機関の取組状況を把握しつつ、長時間労働の医師がいる全ての医療機関において医師の労働時間短縮をはじめとした働き方改革を更に推進していく必要がある。このため、必要かつ実効的な施策を講じるとともに、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の業務効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進、ICTの利活用や特定行為研修制度の更なる推進によるタスク・シフト等による業務改革を進めていくための実務的な施策を講じていく。

さらに、医療従事者を含めた国民全体の理解促進のため、働き方改革に関する制度の周知や各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの体制強化を図り、医師の労働時間短縮や医療従事者の勤務環境改善に取り組んでいく。

1	勤務医の労働時間短縮の推進(再掲・3ページ)	9,533百万円 ※地域医療介護総合確保基金の内数
---	------------------------	------------------------------

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行う。

a. 働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備

1	医療従事者勤務環境改善推進事業	19百万円(19百万円)
---	-----------------	--------------

各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターが行う管内の医療機関に対する助言等の機能を向上させ、医療勤務環境改善支援センターの体制の充実を図るため、研修会の実施や有識者等の派遣を行う。

2	医療専門職支援人材確保・定着支援事業	10百万円(10百万円)
---	--------------------	--------------

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行う。

3	特定行為に係る看護師の研修制度の推進(再掲・16ページ) (再掲・16ページ)	762百万円(767百万円)
---	--	----------------

【令和6年度補正予算 3,041百万円】

○特定行為に係る看護師の研修制度の推進(再掲) 166百万円

○ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業 2,596百万円

特に長時間労働となる診療科において ICT の活用で医師をはじめとした医療従事者全体の労働時間短縮に取り組む医療機関を支援するとともに、当該医療機関における円滑な導入プロセスや既存システムとの連携、導入効果等を調査分析して好事例としてとりまとめ、普及展開することで全国の医療機関における勤務環境改善の推進を図る。

○看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業 279百万円

看護師等養成所や看護現場におけるDX化を促進するため、看護師等養成所や医療機関・訪問看護ステーションにおけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

等

b. 医師の健康確保措置の仕組み等、医師の働き方改革の実現

1

長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修事業

10百万円 (10百万円)

医療機関は時間外・休日労働が月 100 時間以上となることが見込まれる長時間労働医師に対して健康確保のために面接指導を実施することが義務付けられているため、長時間労働医師が勤務する医療機関において、面接指導体制を整備することを目的として研修システムや教材(eラーニング等)を活用した研修を実施するとともに、ロールプレイ研修等を実施することでより効果的な研修事業を行う。

2

医療機関勤務環境評価センター運営費

133百万円 (133百万円)

医療法に基づき「医療機関勤務環境評価センター」に指定された公益社団法人日本医師会に対し、安定的な組織運営を図る観点から一定の財政支援を行う。

3

集中的技能向上水準の適用に向けた対応事業

56百万円 (56百万円)

審査業務関連システム等の運用及び保守管理を行うとともに、医療機関の申請書や、医師が作成する技能研修計画の審査業務に係る全般的な事務業務等のほか、申請データの整理及び分析を行う。

【令和6年度補正予算 275百万円】

○医師の働き方改革普及啓発事業

150百万円

インターネット上の動画放映、普及啓発用ポスターの作成やイベントの実施等による複数の広告媒体により、患者・国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

○医師の働き方改革にかかる地域医療への影響等に関する調査事業

81百万円

勤務医の時間外・休日労働時間の上限規制について、今後の制度のあり方の検証に向け、適用後の労働時間の短縮状況等を把握するとともに、医師の需給推計等の参考にするため、令和6年度に医師の勤務実態を把握するための調査を実施する。対象は、全国の医師とし、勤務状況等を適切に把握する。また、医療機関における医師の働き方改革に向けた取組状況についても把握する。

○G-MIS(特例水準申請)改修経費 ㊦

44百万円

c. 組織マネジメント改革の推進等

1

病院長等を対象としたマネジメント研修事業

30百万円 (32百万円)

医師の働き方改革の推進に向け、病院長等の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、病院長等向けの研修を行う。

2

女性医療職に関する取組

213百万円 (213百万円)

① 女性医師支援センター事業 161百万円

平成19年1月30日に開設した女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等の再就業支援を行う。

また、育児休業中の女性医師の代替医師確保など男性医師も含む人材確保が必要なことから、女性医師等再就業講習会を開催するとともに、女性医師等の就業促進等のための調査を実施する。

② 子育て世代の医療職支援事業 52百万円

出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援に取り組む医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。

3

地域医療介護総合確保基金(再掲・3ページ)

61,299百万円の内数

女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施する。

(5) 感染症対策の体制強化及び国際保健への戦略的取組

11, 133百万円（対前年6, 164百万円）

令和6年度補正予算額 24, 986百万円

我が国の優れた医療に関する技術・制度・製品の国際展開を推進する。また、グローバル化の時代に即して、外国人患者が我が国で安心して医療を受けられる環境の整備等を通じて、医療の国際化を推進するとともに、地域医療に配慮しながら、関係省庁と連携し、医療インバウンドや人材育成・交流の取組を進める。

また、新型コロナ対応で得られた知見を踏まえ、次の感染症危機への対応に万全を期すため、2024年4月に施行された改正感染症法や、7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、引き続き、協定締結医療機関に対する施設改修や設備整備等の支援や个人防护具の確保・備蓄など必要な対策を実施していく。

a. 次なる感染症危機に備えた体制強化

1

个人防护具の備蓄等事業

9, 000百万円（4, 000百万円）

医療用（サージカル）マスク等の个人防护具について、新備蓄水準に基づき、国として計画的な備蓄を推進する。

2

ワクチン大規模臨床試験等支援事業における監査事業

15百万円（0百万円）

本事業ではワクチン大規模臨床試験等支援事業の適切な予算執行を行うため、外部監査機関を設けて第三者の目線から基金の財務状況を正確に評価し、資金の適正な使用や不正等が無いことを確認する。

【令和6年度補正予算 24, 584百万円】

○个人防护具の備蓄等事業

15, 831百万円

个人防护具の新備蓄水準に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進するため、改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、医療機関による備蓄を求め、その備蓄量に応じて国の備蓄を行う（都道府県も別途必要量を備蓄）。

○新興感染症対応力強化事業

8, 520百万円

都道府県と協定を締結する医療機関における感染症の対応に適した個室病床、病棟のゾーニング、个人防护具の保管庫等の施設・設備整備に対する支援、都道府県における感染対策等に関する医療従事者等の研修に対する支援を行う。

○重点感染症のMCM(感染症危機対応医薬品等)開発支援事業

100百万円

有事に備える医薬品等は収益目処がたらず企業投資を期待できない状況にある。ワクチン開発・生産体制強化戦略に基づき企業の開発経験を蓄積させるとともに、今後の変異株や新たな感染症への迅速な開発着手を促すため体外診断用医薬品の薬事申請に必要な検証試験等の実施費用を支援する。

○重点感染症に対するワクチン等開発体制整備事業

100百万円

重点感染症の流行国等においてワクチン等のMCM開発に携わる海外CRO・医療機関等を調査することにより関係者を把握する。また国内外のワクチン開発関係者向けのセミナー、座談会等を企画し、平時からの国内外関係者の交流の場を構築する。

等

b. 医療の国際展開の推進

1

医療の国際展開の推進

668百万円（603百万円）

医療技術や医薬品、医療機器に関連する人材育成、日本の経験・知見を活かした相手国の医療・保健分野の政策形成支援を行うため、我が国の医療政策等に関する有識者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受入れ等を実施する。

【医療の国際展開の推進関係の予算の内訳】

・医療技術等国際展開推進事業	515 百万円
・医療国際展開推進等事業	80 百万円
・国際展開の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進事業	73 百万円

2

外国人患者の受入環境の整備

341百万円（282百万円）

うち、デジタル庁計上予算9百万円

外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における外国人患者受入のための環境整備は喫緊の課題であり、地域の外国人患者受入の拠点となる、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」における多言語対応等の体制整備を通じて、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

【医療の国際展開の推進関係の予算の内訳】

・外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業	143 百万円
・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業	143 百万円
・医療費の不払い等の経歴がある外国人に係る情報の収集等管理事業 ㊦	54 百万円

【令和6年度補正予算 403百万円】

○医療インバウンドに係る調査・実証事業

115百万円

海外の政府・医療機関における医療インバウンドに関する取組等を調査・分析し、日本式医療インバウンドを確立する上での日本の強み、課題等を把握するとともに、実証を行う。

○アジア諸国等における外国医療人材育成促進事業

287百万円

アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における医療水準の向上や健康格差の是正に資する外国医療人材の育成を推進するため、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）と連携した外国人留学生受入れモデル構築のための実証事業を行う。

2. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

医薬品産業ビジョンや第二期医療機器基本計画で示されているとおり、国民の保健医療水準の向上や我が国を担うリーディング産業として国民経済の発展の観点からも、我が国の医薬品産業、医療機器産業の競争力強化に向けた取り組みを推進していくことは不可欠であり、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」での議論や中間取りまとめ、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」における議論の結果も踏まえて、魅力のある環境づくりを通じて創薬力の強化及び国際競争力の強化を図る。

後発医薬品において少量多品目生産が低収益に繋がりがやすいという産業構造上の問題が指摘されていることから、生産性の向上、人材の育成等がバナンスの強化、業界再編や企業間の連携・協力の推進を行うほか、金融・財政措置等様々な面から企業の取組を後押しする方策を検討する。

また、国において平時から医薬品の需給状況のモニタリングを行うとともに、感染症の拡大や各企業における供給停止を起因とする需要の増大に対応し、医薬品の安定供給を確保するためのマネジメントシステムの構築を行う。さらに、特に抗菌薬については経済安全保障の観点から、国内製造体制の構築や製剤の備蓄を支援する。

国民に最先端の医薬品、医療機器等を迅速に届けるためには、臨床研究や治験の活性化が必要であることから、更に臨床研究等の実施体制の強化を図るとともに、最先端の診断や医療機器の技術開発等の推進を図るため、臨床現場のニーズに合致する医療機器の開発を推進する。

我が国の優れた医薬品や医療機器について、国際展開を推進するため、引き続き、途上国・新興国等において我が国の製品や技術を活用した人材育成等に取り組む。加えて、国際機関における国際公共調達へ参加しようとする国内企業への支援を行う。

(1) 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進

4, 436百万円（対前年690百万円）
令和6年度補正予算額 11, 711百万円

グローバルな創薬エコシステムの構築に向け、様々な政策支援を進める。

医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造へ転換するため、革新的バイオ医薬品等及びバイオシミラーの開発支援や、医療系ベンチャートータルサポート事業（MEDISO）事業を拡充し、海外人材を含むアクセラレーターによる支援や国内外クラスター間の交流の促進、海外でのピッチイベントの開催、海外ベンチャーキャピタルとのマッチング支援など、海外エコシステムとの接続強化・拡大を図るとともに、途切れのない支援を実施する。

医療機器創出の種々のステージにおいて必要となる人材を配置し、医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリングやスタートアップ企業に対する伴走支援を行うとともに、医療機器の臨床上の有用性を実証できる場の提供や、海外とのネットワークの強化を行う産業振興拠点を整備し、優れた医療機器を創出できるエコシステムの構築を促進する。

1

創薬基盤強化支援事業(医療系ベンチャー育成支援事業)

930百万円 (437百万円)

政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成5カ年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向上、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とともに、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VCの視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活動、支援機関のHub化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図るとともに、3年間の国庫債務負担行為により途切れのない支援を実施する。

2

次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業

136百万円 (30百万円)

バイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、実生産設備を利用した実践的な研修プログラムを実施するなど国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を行う。

3

医療機器基本計画に関する調査研究事業

13百万円 (0百万円)

第2期基本計画に基づく検討会の運営に加え、第3期基本計画を策定するに当たって必要となる情報の収集・調査や、課題の分析等を行い、第3期基本計画をより効果的かつ実行性が高いものとするを目的に調査研究を実施する。

4

クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進 3,072百万円 (3,170百万円)

効率的な臨床開発のための環境整備を進める「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」構想の取組の一環として、全国の疾患登録システムを一覧化して公開し、相談窓口や情報の定期的な更新等を行う業務や、医薬品・医療機器開発にも利活用が可能な疾患登録システムを有する医療機関等と企業との間の共同研究を支援する取組等を行う。

【クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進関係の予算の内訳】

・クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業	54 百万円
・クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業	25 百万円
・再生医療等実用化基盤整備促進事業	348 百万円
・医療技術実用化総合促進事業	2,645 百万円

5

遺伝子治療実用化基盤整備促進事業

40百万円（0百万円）

大学病院や企業団体等からの有識者が参画する機構により、遺伝子治療の実用化を推進するため、①疾患・技術（モダリティ等）相談、②製造工程開発、品質規格開発の支援、③臨床研究計画等に対する技術的支援、④カルタヘナ制度の手続き等の規制対応支援、⑤再生医療臨床試験マッチング（産学連携）支援、⑥治験参加患者ネットワーク相談を実施する。

6

リアルワールドデータ利用加速のための体制構築事業

37百万円（59百万円）

質の高い診療・研究の実現や、開発後期の臨床試験規模の適正化等に資するリアルワールドデータ（RWD）を活用した医薬品・医療機器等の研究は日本が医薬品開発の国際競争力を維持するための取組の推進が不可欠である。臨床研究中核病院が取り組む臨中ネットと MID-NET が連携して、医療情報の品質管理・標準化に向けた専門人材を育成することで、国内全体での RWE 創出を加速させる。

7

大阪・関西万博における日本の先進的な医薬品等の情報発信事業 73百万円（0百万円）

2025 年の大阪・関西万博においては、コンセプトである「未来社会の実験場」の具体化に向けた取組、検討状況等をまとめた「2025 年大阪・関西万博アクションプラン」が閣議決定された。「健康・医療（ライフサイエンス）」が主要テーマの 1 つとなっており、その中の「日本の先進的な医薬品等の情報発信」では、先進的な医薬品・医療機器等を映像等を通して、世界に向けて日本の医薬品・医療機器産業の技術力を効果的に情報発信していく。

8

2025 年日本国際博覧会における再生医療等の情報発信事業

40百万円（0百万円）

再生・細胞医療・遺伝子治療領域における我が国の取組や研究成果等を 2025 年の国際博覧会等において広く情報発信することで、研究開発を担う研究者を見出す機会の創出を行うとともに、国内外の研究者や投資家等が我が国に関心を持つ一助とすることで、本領域における我が国の更なるプレゼンス向上・産業発展を目指す。

9

再生医療等提供状況管理委託事業(部会運営等)

45百万円（45百万円）

再生医療等評価部会等にて安全性等を事後的にも検証し続けるに当たって専門家を集めて議論を行うため、会議の運営及びデータ抽出等の会議資料の作成支援を委託する。また、再生医療等の安全性の評価等の検討に資する最新情報の収集・整理を委託し、再生医療等分野の行政運営の推進に活用する。

【令和6年度補正予算 11,711百万円】

○医療機器基本計画に関する調査研究事業 137百万円

第3期基本計画を策定するに当たって必要となる情報の収集・調査や、課題の分析等を行い、第3期基本計画をより効果的かつ実行性が高いものとするを目的に調査研究を実施する。

○再生医療等実用化基盤整備促進事業 304百万円

○優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業 773百万円

優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点の整備のため、日本全国から拠点を選定し、当該拠点に研究、薬事承認、保険適用等の医療機器創出の種々のステージにおいて必要となる人材を配置し、医療機器創出に必要な様々な人材の育成・リスクリング及び医療機器のスタートアップ企業に対する起業・伴走支援を行うほか、事業化を見据えたエビデンス収集等を目的とした臨床上の有用性を実証できる場の提供及び企業の海外展開に当たって必要となる海外を含めた関係機関等とのネットワークの強化に取り組む。

○再生医療等提供状況管理委託事業(システム経費)㊦ 31百万円

令和4年6月に公表した「再生医療等安全性確保法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」及び2024年6月14日に交付した「再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律」の内容を踏まえた制度の運用改善等による機能改修等を行う。

○創薬エコシステム発展支援事業 3,000百万円

我が国の優れた創薬シーズを、早期にスタートアップ化できるよう、創薬の経験を有する研究開発支援者による実用化に向けたアカデミアシーズ等への研究支援、ターゲット・コンセプト検証試験、スタートアップ設立支援、当該スタートアップの研究開発支援等を実施する。

○創薬クラスターキャンパス整備事業 7,000百万円

各地の創薬クラスター内で不足している動物実験施設やインキュベーションラボの建設、スタートアップの成長に資する取組等に要する費用を支援する。

○臨床研究データベースシステム大規模改修事業 465百万円

研究者、製薬企業、患者団体等の意見を踏まえ、ユーザーフレンドリーなデータベースとするための仕様変更や、令和6年度に新規構築する利益相反(COI)データベース等との連携による国内の臨床研究情報の一元化を実現するための大規模改修を行う。

(2) 国際競争力のある治験環境の整備

3, 028百万円 (対前年▲87百万円)
令和6年度補正予算額 1, 053百万円

革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のあるFIH試験実施体制を整備するとともに、有望なシーズに対して、精度管理された薬効試験を実施し、開発を加速化する。また、臨床研究中核病院等と連携し、海外のスタートアップや製薬企業から国内での治験・臨床試験の実施について相談を受け、支援を行うワンストップサービス窓口の設置を行う。

1 医療技術実用化総合促進事業

2, 656百万円 (2, 817百万円)

日本の臨床研究の中核的役割を担う、医療法に基づく臨床研究中核病院の体制を強化すべく、リアルワールドデータを用いた研究を進めるための体制を整備するとともに、臨床研究中核病院のARO機能等を生かしながら企業等と連携を図り、医療技術の実用化・人材の養成を実施する。国際共同治験を担う人材育成を行うため、欧米等の医療機関等への人材派遣等を継続するとともに、令和7年度からは、国際共同治験への参加を拡大すべく、海外企業等向けの治験の相談・支援を行うワンストップサービス窓口と連携し、ネットワークを活用した施設の紹介・海外ニーズに応じた症例割り振り・実施の調整など治験実施の支援を行い、ドラッグ・ロスの解消に貢献する。

2 臨床研究総合促進事業

371百万円 (288百万円)

臨床研究・治験従事者研修プログラム：研修の対象は医師、CRC、DM（データマネージャー）、IRB委員等とし、臨床研究中核病院が自ら開催する研修に加え、研修実施におけるノウハウを活かし、座学の研修に加えて臨床研究中核病院において数週間の実習を受入れ、OJTでの教育等の取組を行う。

令和7年度からは、SMO、CRO等を養成研修の対象範囲へと拡大するとともに、DCTに関する研修の強化、英語で完結できる人材の育成を実施する。また、医師、看護師、事務職員等を対象に、FIH試験を実施可能な人材の育成を行うことで国際共同治験の参加を促進し、創薬力の強化につなげる。

CRB質向上プログラム：臨床研究中核病院を中心として相互にCRBの審議内容を評価し合う相互評価を順次実施しフィードバックすることで、CRB毎の審議の内容の均質化や質の向上を図る。

【令和6年度補正予算額 1,053百万円】

○新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業

786百万円

新規モダリティの医薬品等の国内での開発力強化のため、国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH試験体制、②GMP準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向けた仕様設計を行い、国内のFIH試験の中核的な役割を担う体制の整備を進めるとともに、国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおけるFIH試験体制を整備する。

○国際共同治験ワンストップ相談窓口事業

267百万円

国際レベルの治験が実施できる体制強化を行うため、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業に対し、国内での治験実施について相談を受け、国内での治験実施を調整するとともに、国内での治験の実施の誘致を行うワンストップサービス窓口の設置を行う。

(3) ドラッグラグ・ドラッグロスの解消

30百万円（対前年30百万円）
令和6年度補正予算額 82百万円

我が国において、未承認薬、小児や希少疾病等の医薬品を中心として、ドラッグラグ・ドラッグロスの懸念が生じており、必要な医薬品が迅速に利用できない患者が存在している状況にあると言われている。

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて、未承認薬の情報整理や関係学会へのニーズの確認を進めるほか、アカデミア等による開発が促進されるよう、アカデミア主導での小児治験の実施可能性・計画等に関する助言等により医薬品開発のサポートを強化する。

1

小児医薬品開発支援体制強化事業

30百万円（0百万円）

小児領域の医薬品開発を促進するため、国立研究開発法人 国立成育医療研究センターにおける小児医薬品開発支援の体制を強化し小児用医薬品開発のサポート（製薬企業、アカデミア等への開発サポート等）を強化する。

【令和6年度補正予算額 82百万円】

○未承認薬等迅速解消促進調査事業

57百万円

欧米では承認されているが日本では承認されていない未承認薬について、学会等からの要望を待つことなく、国が能動的に、未承認薬・適応外薬検討会議における医療上の必要性の評価のために必要な情報の整理を行い、未承認薬・適応外薬検討会議における評価・開発要請等の加速化を図ることで、ドラッグ・ロスの解消に向けて取り組む。

○小児医薬品開発ネットワーク支援事業

25百万円

小児の治験を加速すべく、引き続き開発支援リストの作成・更新や、開発者からの依頼に応じた開発サポートを実施するとともに、日本で行われる小児治験について、小児の治験にかかる各種ネットワークにつなげ、被験者の組み入れを加速する。また、国内ネットワークと海外ネットワークの連携を強化し、国際共同治験を日本に呼び込む。

(4) 研究開発によるイノベーションの推進

1, 866百万円（対前年▲347百万円）
令和6年度補正予算額 4, 626百万円

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と大学、研究機関等との連携による基礎から実用化までの一貫した医療分野の研究開発を推進し、世界最高水準の医薬品、医療機器等の提供を実現する。また、がん・難病にかかる創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤を構築し、その利活用に係る環境を早急に整備し、研究・創薬などへの活用、新たな個別化医療の導入を進めるとともに、より早期の患者還元を着実に進めていく。

1

臨床研究法推進事業

13百万円（0百万円）

令和4年6月に厚生科学審議会臨床研究部会で取りまとめられた「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」において提示された取り組みを実装し、適切な判断の下で安心して研究を進められる環境を整備するため、医療機器に関する臨床研究の実施について、アカデミアやベンチャー企業を対象とした相談窓口の設置を行う。また、臨床研究法第35条第1項の規定に基づき、適切に臨床研究が実施されているか立入検査・監督指導等することにより、臨床研究の適正及び信頼性を確保する。

2

臨床研究法等施行状況調査事業

54百万円（89百万円）

平成30年4月に施行された臨床研究法の施行後の円滑な運用を図るため、令和4年6月に厚生科学審議会臨床研究部会で取りまとめられた「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」を踏まえ、臨床研究法の改正法案が第213回通常国会に提出され、可決・成立し、令和6年6月14日付けで公布された。本改正の内容を踏まえ、令和7年度からは、臨床研究法の法改正において、特定臨床研究の対象から除外された適応外使用の医薬品等を使用する臨床研究の実施状況等について調査を実施する。

【令和6年度補正予算 4,626百万円】**○臨床研究法推進事業****45百万円**

臨床研究法の法改正において、特定臨床研究の対象から除外された適応外の医薬品等を用いる臨床研究や研究目的で研究対象者に著しい負担を与える検査等を行う臨床研究（適応外等の臨床研究）等を実施する際に、臨床研究法及び特定臨床研究への該当性を相談する窓口の設置を行う。

○がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業**4,582百万円**

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進するにあたり、その具体的な取組の運用を担う事業実施組織を令和7年度を目処に発足させるため、その前身となる事業実施準備室の運営及び事業実施組織の運営に係る体制整備等を推進する。

(5) 医薬品等の安定供給の推進

358百万円（対前年298百万円）
令和6年度補正予算額 16,535百万円

医薬品の安定供給の推進に向け、後発医薬品産業の少量多品目生産や低収益に繋がりがやすいという構造的問題を解決するため、生産性の向上、人材の育成等ガバナンスの強化、業界再編や企業間の連携・協力を促し、後発医薬品企業間の連携・協力の推進に資する支援等、企業の取組を後押しする方策を検討していく。

また、国において平時から医薬品の需給状況のモニタリングを行うとともに、感染症の拡大や各企業における供給停止を起因とする需要の増大に対応し、医薬品の安定供給を確保するためのマネジメントシステムの構築を行う。さらに、特に抗菌薬については経済安全保障の観点から、国内製造体制の構築や製剤の備蓄を支援する。他にも、医療機器の安定供給を維持するため個別事例における課題等を踏まえ、安定供給に係る政策上の課題の検討と対応案の立案等を行う。

1

医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業 (テ)

216百万円（0百万円）

現状、国は医薬品の需要量と供給量の実態把握ができていないため、平時より市場全体の医薬品の供給状況や地域ごとの医薬品（成分）の供給不足の兆候を把握する仕組みの実用化に向けた取組を行う。特に、地域ごとの医薬品（成分）の供給不足の兆候の迅速な把握に向けて、電子処方箋管理サービスにおける薬局の調剤データを活用したモニタリングを開始し、その検証結果を検討し、医薬品の需給情報を把握するために必要な体制を構築する仕様書等を外部に委託して作成する。

2

バイオ後続品及び後発医薬品の普及促進のための総合対策検証事業

92百万円（60百万円）

有識者による検討会を設置し、バイオ後続品及び後発医薬品の普及・促進に向けた関係者における取組状況についてモニタリング調査とともに、バイオ後続品の講習会など効果的な普及啓発活動を実施し、現状の取組状況や課題等を踏まえ追加的に必要となる施策等を検討する。また、NDB データを用いた使用割合等の現状分析を行い、上記検討に用いるとともに、分析結果等を都道府県にフィードバックし、都道府県における普及・促進の検討に利活用していく。

【令和6年度補正予算 16,535百万円】

○医薬品安定供給支援事業 51百万円

海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、製薬企業が代替供給源の探索・検討を行う経費を支援することで、これらの取組を促し、国内での安定供給の確保を図る。

○医薬品安定供給・流通確認システムの開発 ㊦ 445百万円

令和6年4月1日より、医療用医薬品の供給情報の速やかな医療機関等への共有を目的として開始した「供給状況報告」について、その内容をより迅速に医療現場・国民等に提供することで、適正な医療の確保、関係者の負担軽減、供給状況の早期改善を図る。

○抗菌薬安定確保事業 363百万円

βラクタム系抗菌薬原薬の供給が途絶した場合に備え、平時よりβラクタム系抗菌薬の製剤を備蓄する企業に対して、製剤の備蓄に係る費用を補助する。

○医薬品安定供給体制緊急整備事業 2,010百万円

供給不足が発生している、医療上必要不可欠な安定確保医薬品や感染症対策医薬品等に関して、増産に必要な設備整備費及び人件費に対して緊急的に補助を行う。

○医薬品供給リスク等調査及び分析事業 85百万円

令和3年3月に、国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給のために必要で、安定確保について特に配慮が必要なことから「安定確保医薬品」として選定された医薬品リストの更新にかかる検討に加え、令和5年度補正予算事業において作成した、事業者向けの「供給リスク管理マニュアル」や、各主体の役割を整理した「供給途絶時等の行動計画」について、周知及び活用状況の調査を行う。

○医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業 80百万円

厚生労働省、関連学会、医療機器団体、製造販売業者等が協力し、①安定供給に課題のある製品の供給状況把握、②供給不安が生じた医療機器ごとに必要な対応及び代替可能な製品を供給する製造販売業者による供給継続のために必要な対応、③供給不安を生じる要因分析のためのサプライチェーンリスク評価及び他の医療機器への影響把握、④不採算再算定制度に係る所要の検討をはじめとした、安定供給等にかかる制度の課題等の検討を行い、医療機器の安定供給を図る。

○後発医薬品の産業構造改革のための支援事業 7,000百万円

後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品を安定的に供給できるよう、品目統合などに向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対する必要な支援モデルを構築する。加えて、企業間の連携・協力・再編を強力に後押しするために国が企業の取組を認定する枠組みを設けるとともに、後発医薬品企業間の連携・協力・再編の推進に資する設備投資等への安定的・継続的な支援の在り方についてさらに検討を行う。

○バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業 6,500百万円

海外市場への展開も視野に入れ、バイオ後続品の開発・製造に取り組む場合、新規製造工場等の設備投資に必要な取組への支援を行う。

3. 医療 DX の推進

2, 574百万円（対前年1, 181百万円）
令和6年度補正予算額 12, 239百万円

2022年6月に、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めることとされ、総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部」が設置され、政府を挙げて施策を推進している。令和5年6月には「医療DXの推進に関する工程表」が策定され、工程表に沿って、全国医療情報プラットフォームの創設及び電子カルテ情報の標準化等に取り組む必要がある。具体的には、国際規格（HL-7 FHIR）に基づいた電子カルテ情報及び交換方式を実装した標準型電子カルテシステムの開発・普及策の検討及びサイバーセキュリティ対策の充実といった今後の医療DXを更に進める上で基盤となる取組を進めていく。

なお、医療DXに関連するシステムは社会保険診療報酬支払基金が運用するオンライン資格確認等システムの基盤を活用するものが多く含まれており、これらのシステム開発・改修等について、支払基金における予算の柔軟な執行を確保する。

1	保健医療情報利活用推進関連事業	531百万円（531百万円）
---	-----------------	----------------

「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテ情報の標準化等、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等の医療DXの推進に向けた取組を遅滞なく着実に進めていく上で必要な調査等を実施し、具体的な政策を推進する。

2	高度医療情報普及推進事業	83百万円（83百万円）
---	--------------	--------------

医療機関間等の連携や情報共有が図られるよう、電子カルテ等医療情報システム等で使用する医療用語等の標準マスターの整備、普及推進を行う。

医療機関等が、随時標準マスターを利用できるようマスター更新や標準マスターを実装していない医療機関からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を図り、電子カルテ情報の標準化を推進する。

3	保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）普及・啓発等事業	43百万円（43百万円）
---	------------------------------	--------------

ネットワークを活用し医療情報等を医療機関間等で共有する取組が進展する中、医師のなりすましや診療データの改ざんといったリスクへの対応が必要となっており、保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）の普及・啓発のため、医療関係者向け説明会の開催やHPKI認証局の運営に必要な経費を支援する。

4

医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

103百万円（100百万円）

国内の医療機関を標的としたランサムウェアを利用したサイバー攻撃は年々高度化、巧妙化しており、その結果、診療を長時間休止せざるを得ない深刻な事態も起こっている。そのため、医療機関向けセキュリティ研修の実施、及びサイバーセキュリティインシデントが発生した医療機関の原因究明や対応の指示などの初動支援体制の強化等を図る。

5

医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

1,100百万円（0百万円）

医療機関等におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

6

医療機関等情報支援システム(G-MIS)保守運用等経費 ㊦

475百万円（609百万円）

新型コロナウイルス感染症対策として構築・運用されてきた G-MIS について、今後は感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして、各種調査等を実施するとともに、長期的に運用していくため、必要な保守等を行う。

7

全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業

200百万円（0百万円）

新型コロナウイルス対応を踏まえ、医療従事者の負担を軽減するため、感染症の発生届を電子カルテ情報共有サービスを経由して感染症サーベイランスシステムに届け出するための仕様や、感染症対策上必要な時に電子カルテ情報共有サービスで扱われる情報を国立健康危機管理研究機構（JIHS）に提供するための仕様検討等調査一式を担う。

【令和6年度補正予算 12,239百万円】

○医療機関等情報支援システム(G-MIS)改修等経費 ㊦

1,465百万円

感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして運用していくため、今後実施する各種調査の実装等、令和6年度中に必要な改修等を行う。

○保健医療情報拡充システム開発事業

554百万円

救急時に患者の生命および身体の保護の観点から医療情報の閲覧を可能とする取組みを進めているが、機能強化に係るシステム改修等を行う。

○保健医療分野の電子署名基盤整備事業**90百万円**

電子文書の改ざん等は、患者等の安全を脅かすものであり、電子文書の真正性担保は医療安全の観点からも医療DXの推進に向けても電子署名は重要な基盤インフラとして捉えており、医療分野の特性を念頭に置いた電子署名基盤の環境整備を行うための調査研究事業を実施する。

○医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業**1,304百万円**

医療機関等におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

○全国医療情報プラットフォーム開発事業**6,022百万円**

医療DXの推進に関する工程表に基づいて、オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。具体的には、電子カルテ情報等を共有・交換する電子カルテ情報共有サービスを構築する。

○電子カルテ情報共有の運用に向けた環境整備事業**503百万円**

地域を限定したうえで、電子カルテ情報共有サービスを先行導入可能な医療機関を対象に、効果的な電子カルテ情報の共有を実現するため、システム及び運用面での検証・課題収集を行うとともに、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。当該サービスを活用した先進的な取組・優良事例を収集することにより、活用促進の方策についてとりまとめ、併せて広報を行う。

○標準型電子カルテα版整備事業 ㊦**871百万円**

医科診療所向けに標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）の開発を進めているところ、令和6年度末から一部の医療機関で行う試行実施を踏まえ、課題収集とともに、必要なシステム改修等を行う。

○医療安全の更なる向上・物流DXの推進に資する製品DBの構築事業**192百万円**

GS1標準バーコードの更なる有効活用を推進するため、製品情報をリアルタイムでアップデートできる製品データベースの構築を行い、取り違えの防止や回収ロットの特定などの医療安全の更なる向上、医療機関等における在庫管理業務や受発注業務等の業務効率化につなげる。

○地域医療情報連携ネットワーク調査事業**30百万円**

各地域に存在する地域医療情報連携ネットワークの運営主体や利用者に対し、アンケートやヒアリング等の調査を実施する。それぞれの稼働状況や運営方法等を把握し、全国医療情報プラットフォームとの役割整理等を検討する。

○電子カルテ情報等分析関連サービス構築事業 ㊦**616百万円**

公的DB等を一元的かつ安全に利用・解析できる情報連携基盤の構築や電子カルテ情報共有サービスで共有される情報の二次利用を可能とすることの必要性が指摘されている。情報連携基盤及び臨床情報に関する大規模なデータベースの構築を行うため、構築に先立つ調査設計を行う。

○次世代病院情報システムの運用性に係わる検証及び、標準コードの適格管理体制の在り方
等研究開発 ㊦ 500百万円

現在のオンプレミス型システムを前提とした病院情報システム方式では、複雑化・老朽化・ブラックボックス化し、①セキュリティ面での脆弱性、②システム関連費用の高騰、③システム人材の確保が困難といった構造的課題・リスクがあることから今後、クラウドで提供されるAI等、新たなデジタル技術を適用していくための調査検証を行う。

等

4. 各種施策

1	死因究明等の推進	274百万円(281百万円) うち、デジタル庁計上予算9百万円
---	----------	------------------------------------

死因究明等の推進を図るため、行政解剖や死亡時画像診断等の検査、死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修を実施するために必要な経費の支援、検案する医師の資質向上、地域における死因究明の拠点整備のためのモデル的な取組など、必要な施策を講じる。

【死因究明等の推進関係の主な予算の内訳】

・異状死死因究明支援事業	116 百万円
・死体検案医を対象とした死体検案相談事業	27 百万円
・死体検案講習会費	20 百万円
・死亡時画像読影技術等向上研修経費	11 百万円
・死因究明拠点整備モデル事業	78 百万円

2	国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備	30,955百万円 (30,393百万円) うち、デジタル庁計上予算44百万円
---	--------------------------	--

国立ハンセン病療養所において、入所者の療養環境の充実を図るため、医療及び介護に関する体制の整備及び充実に必要な経費を確保する。

3	国立病院機構における医療政策等の実施	1,184百万円 (1,184百万円)
---	--------------------	---------------------

国立病院機構の円滑な運営に必要な経費{エイズ対策関係事業、臨床研究事業(脊髄損傷やアレルギー疾患等の特定分野の高度医療実践拠点化等)、医療廃棄物処理経費等}を確保する。

4	経済連携協定に基づく取組み等の円滑な実施	167百万円 (167百万円)
---	----------------------	-----------------

経済連携協定(EPA)に基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

【経済連携協定関係の予算の内訳】

・外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	63 百万円
・外国人看護師候補者学習支援事業	104 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 26,655 百万円を活用

○事業メニュー

外国人看護師候補者就労研修支援事業

5

「統合医療」の情報発信に向けた取組

14百万円(10百万円)

「統合医療」の有効性や安全性に関する学術論文等の情報を収集し、それらの信頼性（エビデンスレベル）の評価を行うために必要な支援を行う。

6

第2期復興・創生期間における地域医療の再生支援

3,494百万円（2,128百万円）

※東日本大震災復興特別会計に計上

福島県の避難指示解除区域等における地域医療提供体制の確保のため、第2期復興・創生期間においても引き続き必要な支援を行う。

7

立入検査実施にかかる監視員の研修事業

3百万円（3百万円）

医療法に基づく立入検査について、監視員の検査の実施にあたり、近年、習熟しなければならない知識も複雑多様化していることから、監視員の質の向上及び指導の標準化を図るための実効性のある研修を実施する。

8

地域医療基盤総合推進調査事業

23百万円（30百万円）

医療政策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等の実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して支援を行う。

【令和6年度補正予算 9, 595百万円】

○国立ハンセン病療養所入所者の療養環境改善・安全対策 2, 060百万円

国立ハンセン病療養所の施設に係る保安整備等を行う。

また、入所者の安全確保強化として、地震等に備えた入所者及び職員の避難対策に関する調査や検討等を行い、併せて、認知症の入所者の増加を踏まえた安全確保対策等を講ずる。

○独立行政法人国立病院機構災害復旧支援事業 524百万円

令和6年に発生した石川県能登地方を震源とする地震によって被災した（独）国立病院機構において、地域医療や国の医療政策（セーフティネット分野の医療（重症心身障害等））を安定的かつ継続して実施するため早期に災害復旧を完了することから、復旧のための支援を行う。

○災害・感染症対策に係る施設設備整備事業 5, 952百万円

昨今の我が国における自然災害の発生頻度・被害の甚大化傾向や新型コロナウイルス感染症対応時の課題を踏まえ、国立病院機構が公的医療機関として今後も災害や新興感染症等の有事に直面したとしても、適切な医療を継続的に提供し、地域の医療拠点としての役割を将来も安定的に維持する必要がある。昨今の自然災害の頻度や甚大な被害、厳しさ増す安全保障環境を念頭に、今後30年で7割から8割の確率で発災するとされる首都直下型地震及び南海トラフ地震などの対応、大規模水害、新興感染症等の有事に備えるために必要な整備を行う。

○適切な診療・施術を受けるための機会の選択等に資する広報・実態調査等事業 201百万円

国民が、安心・安全に適切な医療類似行為及び美容医療等並びにオンライン診療といった診療・施術を受けるための機会を選択できるよう広報を行うと共に、オンライン診療や美容医療等の実態及び施術所の広告の実態についての調査等を行う。

○医師等国家試験受験手続オンライン化事業 ㊦ 260百万円

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、医師等国家試験受験手続をオンライン化する。

○医師等国家資格のオンライン申請に係る免許登録管理システム改修事業 ㊦ 43百万円

国家資格等情報連携・活用システムと現在、籍簿を管理している医師等免許登録管理システムと資格データを連携することによって、検出された課題点を改善し、より効率的な登録業務ができるシステムへの改修を行う。

○医師等の各種申請手続きのオンライン化に伴うキャッシュレス決済環境の整備経費 58百万円

各種申請のオンライン化に伴い、受験手数料や免許登録税をオンラインで決済可能とする。その際の受験申請手続及び資格申請手続におけるキャッシュレス決済及び住基照会手数料等にかかる費用を負担する。

○新規免許登録事務支援事業**12百万円**

医師等の国家試験に係る各種免許の登録にあつては、申請者や医療機関への影響が大きいことから、速やかに免許登録まで行う必要がある。そのため、免許申請の審査等を行う期間の体制を強化する必要があることから、新規免許登録事務支援事業を行う。

○医師等免許登録・国家試験関係システム調査研究・調達支援事業 ㊦**67百万円**

各府省庁や地方公共団体の情報システムにおいては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に基づき、ガバメントクラウドへの移行が推進されている。医師等免許登録管理システム等においても、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上で、第二期共通PF等からガバメントクラウドへ移行することとしているため、移行方法等の調査研究を行う。

等

令和7年度税制改正の概要

令和 7 年度 税制改正の概要（医政局関係）

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し
〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、地方消費税〕

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続〔事業税〕
医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続〔事業税〕
«大綱の「第三 検討事項」より抜粋»

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等〔所得税、法人税〕

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を 2 年延長する。

医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税〕

関係法令の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、法人税等の非課税措置を継続するとともに、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う検診等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

※ 各項目名は、厚生労働省として税制改正を要望した事項の名称を用いている

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し（所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税、地方消費税）

1. 大綱の概要

社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため「**全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定（※1）を超えること（以下「収入要件」という。）**」等の要件が課されている。

（※1） オープン病院事業法人は60/100、それ以外は80/100

- 社会医療法人等の**収入要件について**、
 - ・ 補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」（分子）に「**補助金等に係る収入金額（※2）**」を加えること、
 - ・ 法人が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「**全収入金額（事業収益の額）**」（分母）を「**医療保健業務（※3）による収入金額（補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）**」とする**ことの見直し**を行うほか、**所要の見直し**を行う。

（※2） 国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む）に係る収入金額及び国又は地方公共団体からの委託（国等に代わってその委託に係る事務を行う者からからの委託を含む）を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保険業務に係るものをいう。

（※3） 各法人の本来業務及び附帯業務(医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。)をいう。

＜参考＞ 社会医療法人の収入要件 ※下線が見直し部分

(分子) 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス
+ 障害福祉サービス + 補助金等 に係る収入金額

(分母) 全収入金額 ⇒ 医療保健業務による収入金額

>

80

100

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

(事業税)

1. 大綱の概要

＜第三検討事項＞ より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 * 医療法人を含む	3.5 % (約4.7%)	4.9 % (約6.6%)	
	普通法人	3.5 % (約4.8%)	5.3 % (約7.3%)	7.0 % (約9.6%)
	個人	5.0%		

注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

1. 大綱の概要

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

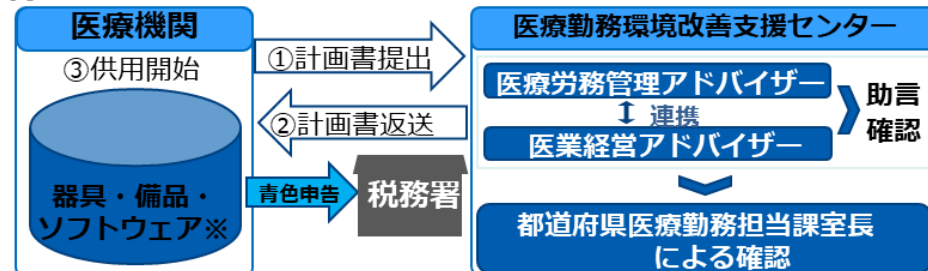
医療提供体制の確保のため、医療機関が取得した機器について、昭和54年度に特別償却制度を創設し、令和元年度に充実した。

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（令和元年度創設）

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】 **取得価格の15%**



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度（令和元年度創設）

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】地域医療構想調整会議において合意された医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 **取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器（取得価格500万円以上）に係る特別償却制度（昭和54年度創設）

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】 **取得価格の12%**

1. 大綱の概要

1. 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、法人税等の非課税措置を継続する。
2. 健康増進法（平成14年法律第103号）の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を受けて行う検診等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
3. 予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正に伴い、国民健康保険団体連合会が市町村長又は都道府県知事からの委託を受けて行う定期の予防接種等の実施事務等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において「医療・介護DXを推進し、医療の効果的・効率的な提供を進めるための必要な法整備を行う」とされている。
- 社会保障審議会等での検討を踏まえ、医療DXの推進に関して以下のような対応を行う予定。

<支払基金の改組について>

- ① 厚生労働大臣が医療DXの総合的な計画（「医療情報化推進方針」）を策定し、支払基金が医療DXの中期的な計画（「中期計画」）を策定
- ② 支払基金を医療DXの実施主体とする観点から、法人の名称、目的、業務規定等の見直し
- ③ 一元的で柔軟かつ迅速な意思決定体制とするため、現行の理事会体制の見直し、国や地方関係者の参画、医療DXの専門家の参画

<自治体検診事務のデジタル化等について>

- ① 現状、紙を中心とした運用となっている自治体検診事務について、PMH（自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤）を利用したデジタル化を図るとともに、検診情報の医療機関等への電子的共有を可能とする。

※ なお、定期の予防接種等の実施事務等についても、PMHを利用して、医療機関等への電子的共有を可能とすることとしているが、これは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の予防接種法の規定により対応するもの。